

デジタル X 線 TV システム装置 (DREX-UI80/05 型)

保守委託契約 仕様書

令和 8 年 2 月

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

この仕様書は、甲に納入されているデジタルX線TVシステム装置（DREX-UI80/05型）を良好な稼動状態に保ち、その機能を保持することを目的とし、次に掲げる事項について、受託者（以下「乙」という。）は誠意をもって確実に実施するものとする。

1. 対象装置名

デジタルX線TVシステム装置（DREX-UI80/05型）

2. 履行場所

〒874-8538 大分県別府市鶴見二丁目8-30

国家公務員共済組合連合会 新別府病院 放射線科

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 資格要件

薬機法第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けた者であること。

過去の入札事案により、医療機器メーカーであること。

5. 保守の目的

本契約は契約内容の範囲内で乙が契約物件を良好な稼動状態に保ち、その機能を保持すること（以下「保守」という。）を目的とする。

6. 適用範囲

6-1. 「契約対象装置」・「契約対象装置構成」・「契約対象高額消耗品」とする。なお「契約対象高額消耗品」記載の高額消耗品を同等品の代替品に交換せざるをえない場合は、「契約対象高額消耗品」を当該代替品と読み替えるものとする。

「契約対象装置」

デジタルX線TVシステム装置（DREX-UI80/05型）（カスタマーサポートプラン:スタンダード）

「契約対象装置構成」

N0	装置名	形式名	製造番号	数量	備考
1	多目的デジタルX線TVシステム	DREX-UI80/05	05H15X2086	1	
2	カラーLCDモニタ	CDL2013A-1A	99B15X4160	1	
3	カラーLCDモニタ	CDL2013A-1A	99B15X4161	1	
4	カラーLCDモニタ	CDL2013A-1A	99B15X4162	1	
5	天井吊りモニタ台	IDI1000F-4WCA	99B15X2537	1	
6	モノクロLCDモニタ	ML19193	L632E00039	1	
7	モノクロLCDモニタ	ML19193	L632E00041	1	
8	診断用X線可動絞り	BLF-600B	M3A15X2109	1	
9	透視撮影台	MFY-8000A	99A15X2500	1	
10	近接操作卓	LCF-30L	99D15X2286	1	
11	フットスイッチ	FSW-20F	99A15X2393	1	
12	医用X線高電圧装置	KXO-80Z/U1	U1A15X2503	1	
13	パルス透視ユニット	XKGC-80Z/U1	U1A15X2357	1	
14	画像処理装置	HDR-08A/P7	P7A15X2046	1	
15	カラーLCDモニタ	CDL2013A-1A	L630001014	1	
16	モノクロLCDモニタ	ML19193	L632E00026	1	

「契約対象高額消耗品」

N0	装置名	形式名	製造番号	数量	備考
1	なし				
2	以下余白				
3					

6-2. 適用範囲外は、「契約対象外装置構成」・「契約対象外高額消耗品」・「契約対象外消耗品リスト」の通りとする。また本装置が契約物件以外の製品と接続されている場合は、入出力インターフェースの本装置側コネクタまでとする。

「契約対象外装置構成」

N0	装置名	形式名	製造番号	数量	備考
1	X線平面検出器	TFP-1700A	99B15X3056	1	
2	超高解像度画像記録装置	BD-HD2		1	ヒビノ製
3	スキャンコンバータ	EVS-710/A		2	ヒビノ製
4	監視用カメラシステム			2	固定用
5	造影剤注入器	PRESS PRO		1	根本杏林堂社製
6	内視鏡モニター			2	モニター台・操作室
7	他社製品				

「契約対象外高額消耗品」

N0	装置名	形式名	製造番号	数量	備考
1	X線管球	DXB-G14345	99D2452113	1	
2	以下余白				

「契約対象外消耗品リスト」

N0	品名	形式名	備考
1	DVD等各種記憶メディア		
2	プリント用紙		
3	その他		装置使用時に発生する消耗品及び補用品
4	以下余白		

7. 点検保守の内容

乙は次の各号に定めるところに従い本装置の保守を行う。但し、以下に定める以外の本装置の日常保守点検は、甲がその責任において行う。なお、乙は下記7-1. 及び、下記7-2. の保守において部品交換が発生する場合、乙の判断で再整備部品を使用することができるものとする。

7-1. 定期点検

- (1) 乙は、本装置が常に良好な稼動状態を保持する為に、乙指定の定期点検報告書記載の内容で本装置の点検及び整備を行う。
- (2) 定期点検の実施日は、甲及び乙協議のうえ定める。
- (3) 乙は、作業終了後速やかに定期点検報告書を甲に提出する。
- (4) 定期点検項目等は、乙の裁量により変更することができる。
- (5) 点検回数は2回/年とする。(3. 履行期間内 令和8年4月と10月に行う)

7-2. 随時保守

- (1) 本装置に故障が発生した場合、乙は甲の要請により技術員を派遣することにより、若しくは乙指定の方法により必要な措置を講ずる。なお、当該措置には、乙の判断による修理完了までの代替機器の貸し出しを含みます。
- (2) 前号の場合、甲乙協議のうえ前項に定める定期点検を同時に行うことができる。

7-3. ソフトウェア保守

- (1) 本装置の故障によりシステムプログラムが破壊された場合、システムプログラムを修復する。
- (2) 操作上の不具合に関する問い合わせへの回答を行う。
- (3) 本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、乙は医療事務に関する法改正・公的機関の指導に伴う変更ソフトウェア及び薬価改正・診療報酬点数改正のソフトウェアを甲に支給する。但し、当該支給ソフトウェアへの変更作業については甲がその責任において実施する。

8. カスタマーサポート

8-1 本契約には、装置保守に加え、本装置に関するカスタマーソリューションセンターへの問合せに応じた次の業務(以下「カスタマーサポート」という。)が含まれるものとする。

(1) カスタマーソリューションセンターへの問合せに応じた次の業務:

- ① 専門技術を有するエキスパートエンジニアによる遠隔での故障診断及び修復
なお、本装置が乙製Remote Serviceシステム(以下「本システム」という)に対応する機種でありかつ、甲等が本システムを用いた本装置の遠隔故障診断・修復(ソフトウェアアップデートを含む。)及び操作説明業務を希望する場合、当該業務を行うものとする。
- ② 故障部品の出荷手配
- ③ オンサイト保守を行うカスタマーエンジニアの訪問日時の調整

8-2. 前項の対応時間帯は、原則として、カスタマープランの各プランに応じるものとし、対象プランの

対応可能時間外に乙が受付けた問い合わせに対しては、原則翌営業日以降の対応となるものとする。

(1) スタンダード: 平日(月曜日から金曜日)9:00~17:30

(但し、国民の休日及び年末・年始を含む 乙指定の休日は除く。)

(2) ワイド: 全日7:00~21:00(国民の休日及び年末・年始を含む乙指定の休日を含む。)

(3) スペリオール: 24時間365日(国民の休日及び年末・年始を含む乙指定の休日を含む。)

8-3. 前掲「契約対象外装置構成」及び「契約対象外高額消耗品」記載の物品、保守部品保有期間終了となった装置及び他社製品はカスタマーサポートの対象外とする。

8-4. 契約対象装置において前条規定の装置保守が非対象であり、カスタマーサポートのみが適用されている本装置については、乙は原則当該本装置に対してオンサイト保守を行う義務を負わないものとする。

9. 費用の負担（免責事項）

9-1. 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。

- (1) 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合。
- (2) 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合。
- (3) 乙又は乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合。
- (4) 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合。
- (5) 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合。
- (6) 本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合。
- (7) 記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合。
- (8) 本装置及び本契約に伴い設置された乙所有の機器が甲施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア（悪意のあるソフトウェア）の感染及び媒介。

9-2. 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。

- (1) 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整。
- (2) ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の支給・交換。
- (3) 本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、医療事務以外のオプションソフトウェアの支給及び交換。
- (4) 本装置及び本契約に伴い設置された乙所有の機器が甲施設内のネットワークに接続されマルウェア（悪意のあるソフトウェア）に感染した場合の検査、駆除。
- (5) 前掲「契約対象外装置構成」・「契約対象外高額消耗品」・「契約対象外消耗品リスト」記載の物品費用及びその交換作業費用。

9-3. 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用できないことにより生ずる甲の逸失利益等の損害について乙は責任を負わない。

9-4. 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間中に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。

9-5. 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

9-6. 本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、乙の部品供給責任は本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても乙は供給責任を負わないものとする。

10. 保守の再委託

乙は保守の全部又は一部を、乙の指定する第三者に再委託することができる。

11. 保守の協力

甲は、保守が円滑に行われるように、乙の保守技術員に対する本装置の設置場所への立入許可及び保守の遂行に必要な時間や情報の提供、並びに本装置の洗浄、消毒、滅菌その他保守に必要な事項に協力する。

12. 機密の保持

甲及び乙は、本契約に基づく取引により知り得た相手方の技術上及び営業上の機密（第20条に規定する入手情報を含む）を、保守以外の目的に使用してはならず、また、第三者（当該規定を順守することを条件として保守の再委託先会社及び本装置の開発・製造会社を除く）に開示、漏洩しないものとする。

但し次の各号のいずれかに該当する情報は機密として取り扱わない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に公知であったもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自らが所有していたもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (5) 相手方から提供された「秘密情報」によることなく、独自に開発したもの。
- (6) 相手方から事前の書面による承諾を得たもの。

13. 個人情報の保護

13-1. 乙は、保守に附帯して甲より提供（預託を含む）を受ける個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報を容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することが可能となる情報を含む。以下、「個人情報」という）を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、甲の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行以外の目的のために利用し、又は第三者（但し当該規定を順守することを条件として第10条に規定する再委託会社は除く）に利用させ若しくは開示、漏洩してはならない。

13-2. 乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理の為に甲と協議のうえ必要な措置を講じるものとする。

13-3. 乙は、本契約の終了等により甲より提供を受けた個人情報を保持する必要がなくなった場合、甲の指示に従い、当該個人情報の返却又は消去等必要な措置を講じるものとする。

14. 部品免責額

交換部品は、全て無償とする（「契約対象外装置構成」・「契約対象外高額消耗品」・「契約対象外消耗品リスト」を除く）。

15. 交換部品の所有権

本契約により交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。

16. 契約の更新及び解約

16-1. 本契約の有効期間は1年間とする。

16-2. 甲又は乙は、相手方に対し、1ヶ月前までに到達する書面による通知をもって、本契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対して、解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を支払う。

16-3. 前項の規定にかかわらず、甲はただちに本契約を解約することができる。但し、この場合、甲は乙に解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額のほか、契約金額の1ヶ月相当額を支払う。

17. 債務不履行

17-1. 甲が手形若しくは小切手の不渡りを出し、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申し立てを受け若しくは行い、又は保全手続き、民事執行手続き、租税滞納処分等の申し立てを受けた場合、乙は催告なしに直ちに本契約を解除できる。

17-2. 乙は甲が本契約の各条項に違反し、催告にもかかわらず違反が是正されないときは、直ちに本契約を解除することができる。

17-3. 17-2項により本契約が解除された場合、甲は、乙に対して、解除日の属する月までの契約金額を支払う。

17-4. 甲が本契約に基づく債務の支払いを遅延した場合、甲は乙に対し支払いをなすべき日の翌日から弁済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

18. 消費税の税率変更

甲は消費税の改正により税率が変更された場合、改正後の税率による消費税を乙に支払う。

19. 責任制限

19-1. 乙は、本契約の履行に関し、甲の本契約条項違反により生じた損害、乙の責に帰さない損害、甲又は第三者の逸失利益等の間接損害及び特別損害については賠償責任を負わないものとする。

19-2. 乙が負担する本契約履行に関する損害賠償の総額は、請求原因の如何にかかわらず、本契約金額を限度とする。

20. 装置の管理責

20-1. 本装置の占有及び管理（日常の保守管理を含む）は甲がその責任において行うものとし、乙の責に帰すべき場合を除き、本装置に起因して発生するいかなる損害についても乙は責任を問われない。

20-2. 甲は、本装置の故障により記録媒体上のデータが破壊又は消失される場合に備えて、データを保護する適切な防御措置を講じるか、若しくは必要に応じてデータを再生することができるようにする。

21. 譲渡等の禁

甲は、乙の書面による同意がない限り、本契約上の地位及び本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は移転することはできない。

22. 規制物資管理

甲及び乙は、保守を遂行するうえで、使用した貨物・技術を輸出（非居住者への提供も含む）する場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制するものは、同法に基づく輸出許可を受けるものとする。又、米国輸出管理規則の規制を受ける米国製品・技術が組込まれているものは、輸出先によっては米国政府の許可を受けるものとする。

23. 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、反社会的勢力との関係に関し、以下の事項を確約し了解する。

(1) 甲及び乙は、自己及び自己の履行補助者（自己が委託業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請業者を含む。以下、同じ。）が、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下合わせて「反社会的勢力」という）であること。
- ② 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。
- ③ 反社会的勢力を利用していること。

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 甲及び乙は、自己及び自己の履行補助者が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。

(3) 甲及び乙は、自己又は自己の履行補助者が反社会的勢力による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

(4) 甲及び乙は、自己の履行補助者が本条項(1)号又は(2)号に該当することが判明した場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、又は契約解除のための措置をとるものとする。

(5) 甲及び乙は、相手方が本条項前4号のいずれかに違反した場合は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方に損害が生じても、解除者は、一切これを賠償せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

2 4. リモートメンテナンスによる保守

2 4-1. 乙は、本契約履行の一環として、必要に応じて乙製東芝リモートメンテナンスシステム（以下「本リモメン」という。）による本装置の遠隔故障診断及び修復に関する保守（以下「リモメン保守」という。）を実施することができる。なお、本リモメンはブロードバンドを利用した乙開発のシステムであり、乙側システム（乙指定データセンタに設置されるハードウェア及びソフトウェア等）及び甲側システム（甲施設内に設置されるハードウェア及びソフトウェア等）から構成される。

2 4-2. リモメン保守を実施する場合の費用負担等は、以下のいずれかによるものとする。

(1) 甲名義のブロードバンド環境を使用する場合：本リモメン設置時における屋内配線工事費及び本契約が終了した場合の本リモメンの撤去費用は乙が負担する。但し、乙は、甲名義のブロードバンド環境を無償で使用することができる。

(2) 乙名義のブロードバンド環境を使用する場合：本リモメン設置時における回線設置契約費、回線敷設工事費、通信費（本契約有効期間内における毎月の基本料金・使用料）及び本契約が終了した場合の本リモメンの撤去費は乙が負担する。

2 4-3. 乙は、リモメン保守の実施にあたり、以下の事項を遵守する。

(1) 乙は、リモメン保守の遂行過程で入手する情報（以下「入手情報」という）を保護する為、必要なパスワードを設けると同時に、リモメン保守遂行時には画像情報に含まれる氏名、患者ID等の個人情報のマスクングを可能な限り行う。

(2) 乙は、乙側システムがマルウェア（悪意あるソフトウェア）に感染しないよう、乙側システムについて合理的な範囲で脆弱性のチェックを定期的に行う。

(3) 乙は、リモメン保守の遂行にあたり、入手情報を本リモメン以外の乙の管理する端末等で使用する場合、当該入手情報を乙所定様式で履歴管理を行うものとする。

2 4-4. 甲は、リモメン保守が行われる場合、以下の事項を遵守する。

(1) 乙の事前の承諾なしに、本リモメンを使用しないものとし、本リモメンを乙以外の第三者に使用させてはならない。

- (2)本リモメンを構成するハードウェアの所有権並びにソフトウェアの知的財産権が乙に帰属することを確認し、甲側システムを善良な管理者の注意をもって、紛失、滅失、毀損がないよう、また取扱説明書に従った使用、保管を行う。
- (3)乙の事前の承諾なく、甲側システムを移動又は他の装置に接続しない。
- (4)乙の事前の承諾なく、甲側システムにいかなるソフトウェアもインストールしてはならず、甲側システムのハードウェア及びソフトウェアを無断で改造してはならない。
- (5)甲側システム及び甲側システムに接続されている甲施設内のネットワーク上の機器がマルウェア（悪意あるソフトウェア）に感染しないよう定期的に監視し、感染防止に必要な措置を講ずる。

25. 裁判管轄

本契約に関する紛争については大分地方裁判所のみを専属管轄裁判所とする。

26. 連帯保証人

連帯保証人（以下丙という）は、乙に対し甲の本契約についての一切の債務につき、甲と連帯して保証する。

27. 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約のいずれかの条項に疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ円満に解決する。

以上